

## 埼玉読売写真クラブ規約

(名称)

第1条 本会は「埼玉読売写真クラブ」と称する。(以下「本会」という)略称として「埼玉YPC」と称することもできる。

(所属)

第2条 本会は読売写真クラブ(YPC)に所属する。

(事務局)

第3条 本会は事務局を読売新聞東京本社さいたま支局内に置く。

(連絡事務所)

第4条 本会は事業、並びに、入会受付等のため連絡事務所を置くことができる。連絡事務所は別に定める。

(目的)

第5条 本会は広く写真文化の振興を目指し、写真技術の向上をはかるとともに会員相互の親睦をはかることを目的とする。

(組織)

第6条 本会は第5条(目的)に賛同する者をもって組織する。

- 2 本会は支部会を設けることができる。支部会の規約、及び、活動内容は支部会ごとに別に定める。

(事業)

第7条 本会は第5条(目的)を達成するため、次の事業をおこなう。

- ① コンテスト・作品展などの開催
- ② 撮影会・セミナーなどの開催
- ③ 会報・ホームページなど情報の提供
- ④ その他、目的達成のため必要な事業

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- ① 会長
- ② 理事 若干名
- ③ 会計監査 1名
- 2 役員の仕事は次の各号とする。
  - (1) 会長は会務を総理し、本会を代表する。
  - (2) 理事は事業運営に必要な業務、及び、事務をおこなう。
  - (3) 会計監査は会計を監査し、定期総会で監査報告をおこなう。
- 3 会長は理事の中から特別事項を担当する者を設けることができる。

(役員選出・任期)

第9条 役員は会員の中から次期役員候補者を選出し、総会の承認を得て決定する。

- 2 会計監査は他の役員との兼務を認めない。
- 3 役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。但し、会計監査の再任は2回までとする。
- 4 補欠役員の仕事は前任者の残任期間とする。
- 5 役員は任期満了後も後任の役員が就任するまでの間、引き続きその職務をおこなう。

(会議)

第10条 本会の会議は総会、及び、運営協議会とする。

- 2 総会
  - (1) 総会は本会の最高議決機関であり、会長が招集し議長となる。

- (2) 開催は次とする。
  - ① 定期総会を年1回(通常2月)開催する
  - ② 必要に応じ臨時総会を開催する
- (3) 総会は会員の過半数の出席(委任状による議決の委任も含む)をもって成立し、議事は出席の過半数をもって承認とする。
- (4) 定期総会の議案項目は次とする。
  - ① 前年度事業の報告
  - ② 前年度決算の報告、並びに、監査報告
  - ③ 役員・役職者・業務担当の承認、及び、報告
  - ④ 次年度事業計画の承認
  - ⑤ 次年度予算の承認
  - ⑥ その他、総会議決を必要とする事項

### 3 運営協議会

- (1) 運営協議会は会の運営に関する事項を審議し執行する。
- (2) 運営協議会は会長、理事、及び、第11条(役職者)第4項に該当する者、並びに、会員から審議・執行に必要な者を招集し開催する。
- (3) 運営協議会は原則月1回定期的に開催する。
- (4) 運営協議会のもと第7条(事業)執行のため、事業ごとに委員、或いは、実行班を設けることができる。

(役職者)

第11条 本会に名誉会長、会友、顧問、及び、参与を置くことができる。

- (1) 名誉会長は会長を連続3期(6年)以上務め業績の著しい者とし、運営協議会で決定した者。
- (2) 会友は次に該当する者で運営協議会で決定し要請する。
  - ① 全国的に著名で本会に貢献できる写真関連業者
  - ② 全国的に著名、且つ、精力的に活動している写真作家
- (3) 顧問は次に該当する者で運営協議会で決定し要請する。
  - ① 専門的な知識を有し本会の趣旨に賛同し理解のある写真作家、或いは、識者
  - ② 著名で本会の対外的な利益に繋がる者
  - ③ 読売写真大賞事務局 事務局長
  - ④ 読売新聞社東京本社さいたま支局 支局長
  - ⑤ 埼玉県連合読売会 会長
  - ⑥ 埼北よみうり 社長
  - ⑦ その他本会が必要とした者
- (4) 参与は次に該当する者で運営協議会で決定した者。
  - ① 長年にわたり本会の運営に貢献し業績があり、今後の活動にも期待できる者
  - ② 写真館・スタジオ等を経営し本会の会員に便宜が図れるとともに、専門分野でも協力が期待できる者

2 名誉会長、参与は総会の承認を得て決定する。

3 会友、顧問は総会での報告を必要とする。

4 第1項のいずれの者も、運営協議会で意見を述べることができる。

5 第1項のいずれの者も、本人の申し出により退任することができる。

6 第1項のいずれの者も、不都合が生じた場合は任命時同様の手続きにより解任することができる。

7 第1項のいずれの者も、会費を必要としない。

(審査員)

- 第12条 運営協議会において顧問の中から本会の審査員を選定し要請する。
- 2 運営協議会において前項審査員と協議し審査員長を選定し要請する。
  - 3 審査員は総会での報告を必要とする。

(業務担当、及び、職名)

- 第13条 本会の業務の責任者として次の各号担当を設ける。
- (1) 事業担当：本会の事業に関する事項を掌る。
  - (2) 経理担当：本会の財務に関する事項を掌る。
  - (3) 庶務担当：本会の庶務に関する事項を掌る。
- 2 第1項の各担当は理事の互選で決定し、職名を副会長とする。
  - 3 第1項の各担当は総会の承認を得て決定する。
  - 4 会長事故ある時は第1項の各担当が協議しその職務を代理する。

(運営費)

第14条 本会の運営費は入会金、会費、及び、その他の収入をもって充てる。

(入会金と会費)

第15条 本会の入会金、会費は次とする。

- ① 入会金 2,000円
  - ② 会費 6,000円(一年度あたり)
- 2 第18条(退会)第1項の手続きを経て退会した者が再入会する場合の入会金は不要とする。
  - 3 7月以降の入会者は、入会月から12月までの月数に500円を乗じた額を初年度の会費とする。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日をもって終わる。

(入会)

- 第17条 本会に入会を希望する者は入会申込書を提出し運営協議会の承認を得る。
- 2 第1項の承認、及び、入会金・会費の納入を経て会員とし、会員番号を通知する。

(退会)

- 第18条 本会を退会しようとする会員は退会届を提出し退会する。
- 2 本会の目的に反し、又は、好ましくない行為があった者は運営協議会の審議を経て資格を取り消すことができる。
  - 3 第1項、及び、第2項により退会した者が既に納入した入会金、及び、会費は返還しない。
  - 4 本会を退会する者は在籍年度までの会費を速やかに納入しなければならない。

(継続会員)

第19条 継続会員は、新年度の2月末日までに次の方法で会費を納入する。

- ① 指定口座に振込み
  - ② 定期総会開催時に納入
  - ③ 支部会でまとめ、第10条(会議)時に納入
- 2 会費の納入が1年経っても無い者は退会とみなし、第18条(退会)第2項の処置をおこなう。

(疑義の処理)

第20条 規約に定めのない事項、及び、規約に疑義が生じた場合は運営協議会で協議し決定する。

(規約の改廃)

第21条 本規約の改定、及び、廃止は総会の議決を必要とする。

【付 則】

- (1) この規約は、埼北読売写真クラブとして発足した1992年8月29日から施行する。
- (2) この規約は、埼玉読売写真クラブと改称し1994年2月6日から施行する。
- (3) この規約は、2016年2月21日に改定し施行する。
- (4) この規約は、2025年2月11日に改定し施行する。